

# 最近の知的財産権を巡る諸論点について

平成24年3月2日  
経済産業省 特許庁

## I 特許庁の国際的取組について

- (1) 知財大国化する中国への対応
- (2) 五大特許庁間・先進国間の制度調和の議論の推進
- (3) アセアン等新興国への対応

## II 新たな技術に対応する知的財産権の複合的保護について

- (1) 画面デザインの保護拡充
- (2) ヘーグ協定への加盟
- (3) 新しいタイプの商標の保護対象化

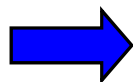
## III 中小企業支援について

## IV 職務発明制度について

# I (1) 日米欧中心から日米欧中韓へシフトする特許出願

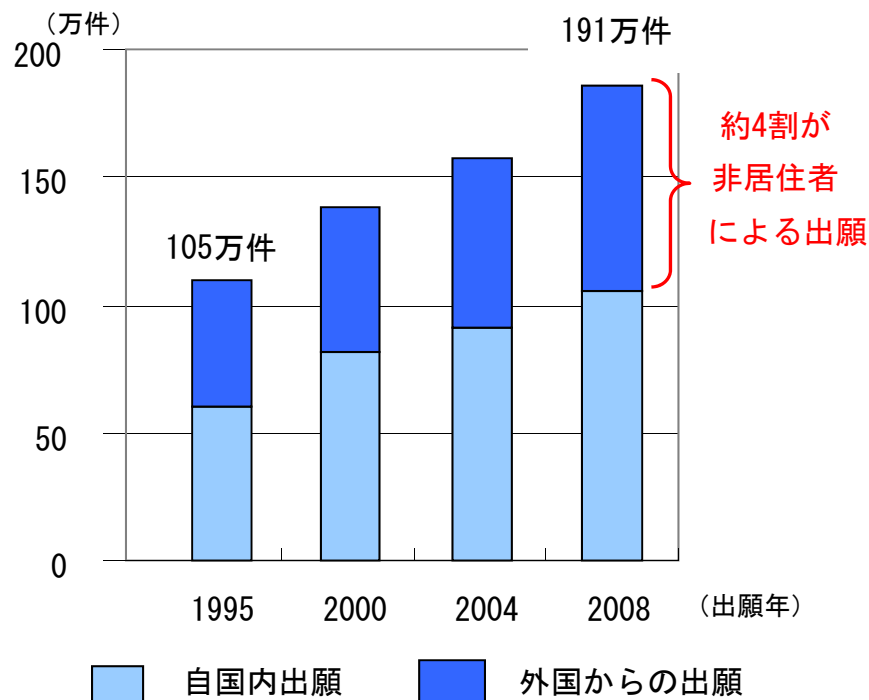
■ 企業活動のグローバル化に伴い、全世界の特許出願は増加。特に、同じ発明を複数の国へ特許出願する「パテントファミリー」が増えている。

■ 日本企業の国際出願が増加しており、特許出願先の中心は日米欧から日米欧中韓へとシフト。

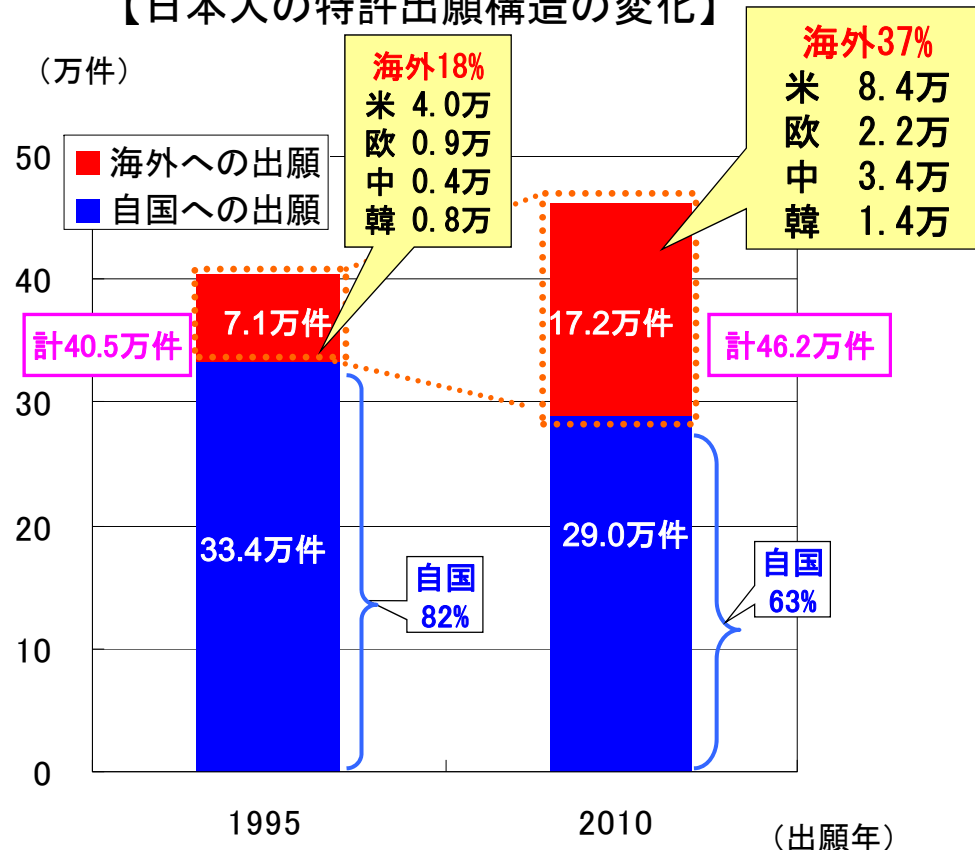


グローバル展開企業が海外で円滑・安定的な特許権を取得できるよう、  
特許制度の国際的な調和の必要性が拡大。

【全世界の特許出願件数の推移】



【日本人の特許出願構造の変化】

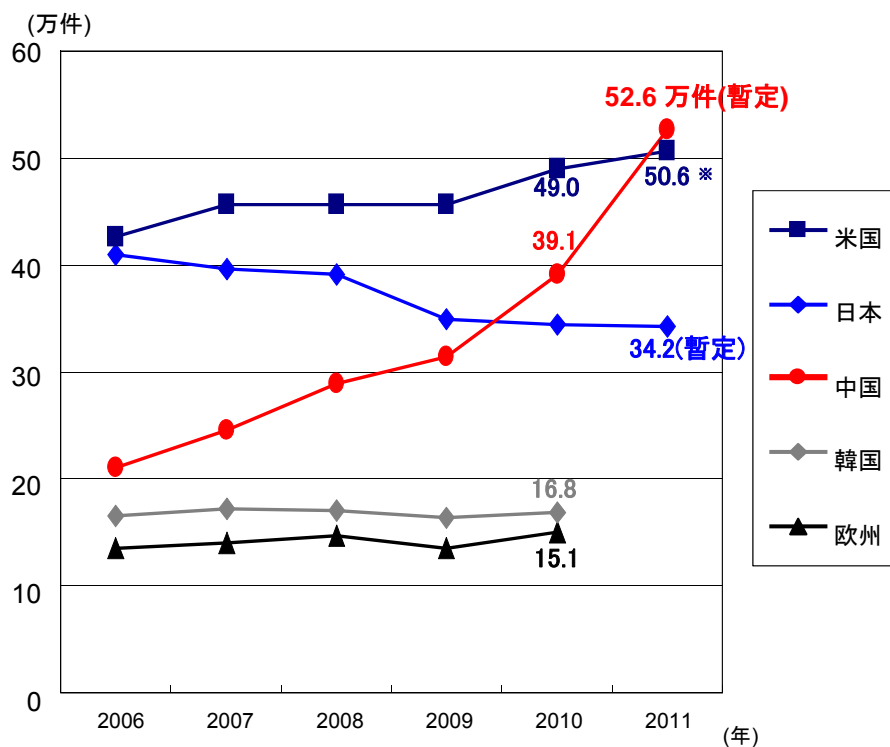


(出典) WIPO統計データより特許庁作成

# I (1) 中国の知財大国化～出願件数の急増と審査官の増員～

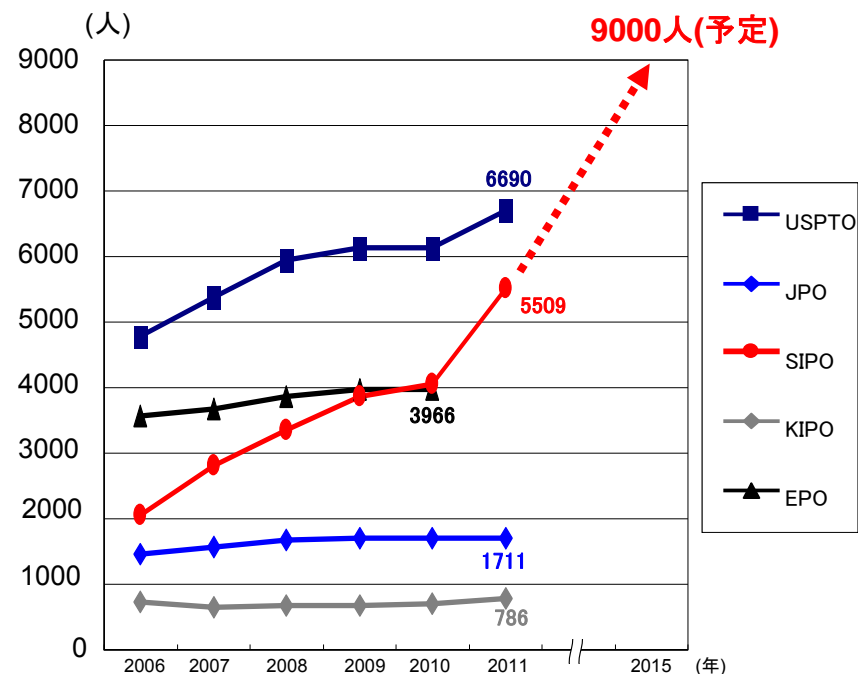
■ 中国は特許出願件数で2010年には我が国を、2011年には米国を上回り、世界1位の知財大国化。特許審査官数を2015年までに9000人に増員予定。

【日米欧中韓への特許出願件数】



※2011年の米国出願件数は、2011年度(2010年10月～2011年9月)の値

【日米欧中韓の審査官数の推移】



(出展)

JPO : 2011年版年次報告書

USPTO: Annual Report

EPO : Trilateral Statistical Report, Four Office Statistical Report

KIPO: Annual Report

SIPO: Annual Report、2011年の出願件数及び審査官数はSIPOホームページ

# I (1) 知財大国化する中国への対応

## ① 特許審査ハイウェイ(PPH)の開始

中国での事業展開には、日本企業の技術を迅速かつ質の高い権利で保護するための環境整備が重要。

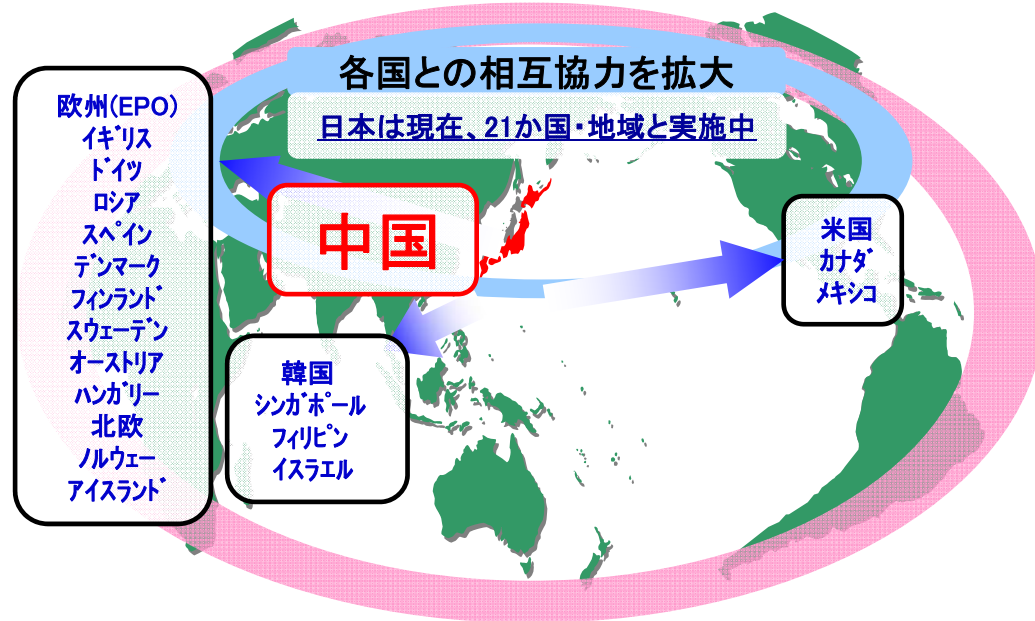
→昨年10月18日の日中特許庁長官会合でPPHの締結に合意し、11月より開始。

中国にとっては、日本が初めての特許審査ハイウェイ実施国。その後、米、独、韓が追随。

中国との特許審査ハイウェイの開始により、日本からの海外出願の約9割で特許審査ハイウェイの利用が可能に。

→日本から中国に112件の申請(中国からの申請は3件)。(1月末日現在)

### 【特許審査ハイウェイ】



### 中国での迅速な権利取得

➤ 日本の特許をもって、中国で迅速な権利取得

### 中国の審査実務の理解の促進

➤ 審査実務・運用の調和のために、中国の審査や基準の理解を促進

## ② 国際審査官協議の実施

審査実務・運用の調和には、まず、相手国の審査や基準を深く理解することが重要。

中国と国際審査官協議を実施(平成20年度開始。これまでの実績:派遣11人、受入8人)

# I (1) 知財大国化する中国への対応

## ③ 実用新案制度への対応

- 特許・実用新案の出願増加に伴い、専利訴訟も急増。実用新案の出願件数は、日本の約7900件に対し、中国は約58万件(2011年)であり、十二五計画では2015年に90万件に急増の見込み。
- 実用新案権の権利濫用を懸念する声がある。無審査で登録される実用新案権に基づき中国企業が外国企業を訴え、高額賠償を得た例も。

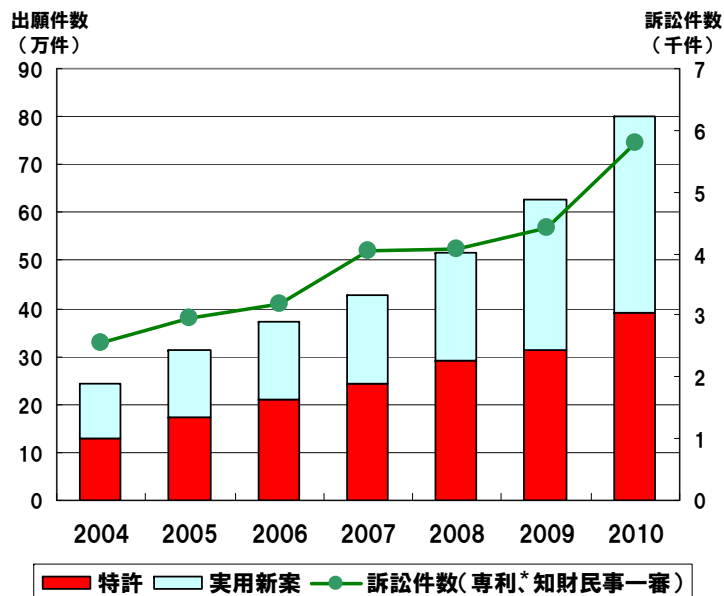
日中及び日中韓の枠組みで、実用新案制度及びその運用に関する意見交換を開始。



中国実用新案の和文抄録を作成・提供予定(後述)。

### 【中国の特許・実用新案出願件数と訴訟件数】

### 【中国における訴訟例】



2009年3月 小型ブレーカーに関する実用新案権を侵害したとして、中国企業が、フランス企業の中国合弁会社を訴えた事件について、北京市高級人民法院が、中国企業の主張を認める判決。

2009年4月、フランス企業側が中国企業に1.5億元(約20億円)支払うことで、和解が成立。

(出典) ジェトロ北京センター「中国における実用新案制度の利用状況調査」(2009年)

\*専利：特許・実用新案・意匠

(出典) 中国国家知識産権局ホームページ、中国知的財産保護状況白書より特許庁作成

## I (1) 知財大国化する中国への対応

### ④ 冒認商標問題への対応

- 中国においては我が国企業等の商標権が侵害される模倣品問題が存在。加えて、我が国の地名や著名な商標等が第三者により商標出願・登録される事例が多発。
- この問題に対処するため、自治体や企業等への情報提供を行うとともに、早期の商標登録や取消請求等の取組を支援。さらに、制度・運用の整備を中国政府に働きかけ。

### 我が国の具体的な取組

#### ○中国での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供

- ✓ 全ての都道府県及び政令指定都市に配布するとともに、農水省を通じて農業関連団体にも配布。また、JETRO・特許庁のウェブサイトから提供するとともに、自治体等関係者を対象とした説明会・セミナーを開催し、幅広く情報提供を実施。

#### ○北京における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置

- ✓ 特許庁の委託事業により、JETRO北京事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置し、中国における商標制度の解釈や、出願・審判・訴訟等の手続きについて、現地法の専門家が対面・電話・メールによる個別の相談に対応。

#### ○適切な権利保護のための制度・運用の改善に関する中国政府への働きかけ

- ✓ 我が国の地名・地域団体商標等が中国で適切に保護されるよう、中国政府と協議を行う。

# I (1) 知財大国化する中国への対応

## ⑤ 中国特許・実用新案に対する検索環境の整備

- 増大する中国特許文献等を容易に調査できなければ、①不十分な先行技術調査による権利の安定性の低下、②進出先において現地企業から訴えられる可能性の増大、等のリスクが高まる。
- 大量に存在する中国特許文献等への差し迫ったリスクに応じた対策を講ずるため、まずは中国特許・実用新案の和文抄録を作成・提供予定。
- その後、機械翻訳により、中国特許文献等の日本語全文テキストを作成し、日本語による全文テキスト検索を可能化。

平成23年度

中国**実用新案和抄**の作成及び提供開始

平成24年度

中国**特許和抄**の作成及び提供開始

中日**翻訳辞書**開発

作成された翻訳辞書データを有効活用

中国語の特許・実用

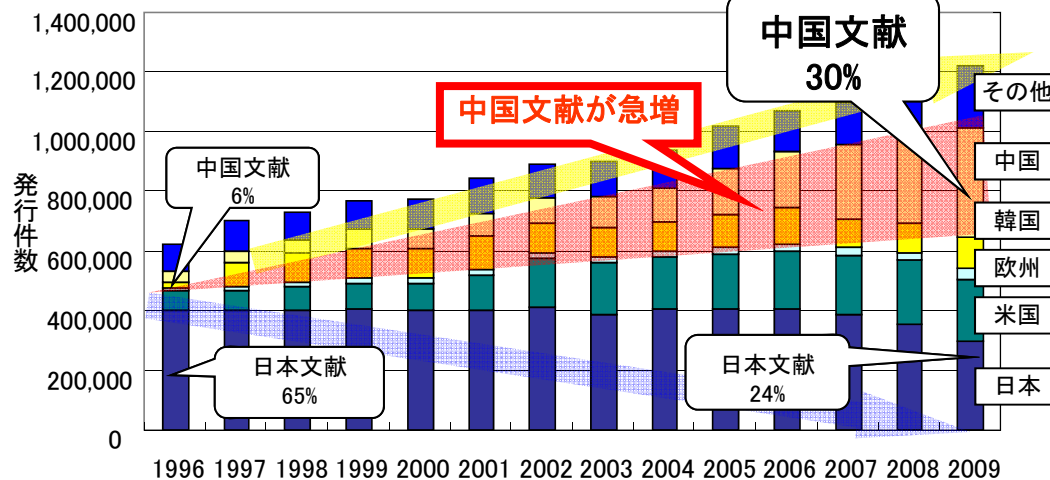
日本語全文検索システムの整備

差し迫った  
リスクへの対応

### 【実用新案権に基づく知財訴訟】

◆ 2009年4月、実用新案権侵害訴訟に関し、**フランス企業側が中国企業に1.5億元(約20億円)支払うこと**で和解。

### 【世界の特許文献等】



(出典) 特許庁作成

(注) 世界で発行された特許文献(実用新案含む)を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。



# I (2) 五大特許庁間・先進国間の制度調和の議論の推進

- 日米欧で共通認識を形成しつつ、知財大国化する中国を取り込みながら議論を展開。中国を交えた五大特許庁会合などの場を活用して制度調和の議論を主導。

## 日米欧中韓の五庁間での制度・運用の違いを明確化

我が国主導で制度調和に関する調査研究を実施中。2012年5月終了予定。制度調和に関する論点について、五庁の法律、規則、基準を比較調査。調査対象は、先願主義／先発明主義、先行技術の範囲、グレース・ピリオド、新規性、進歩性、クレームの記載要件といった論点に関する40以上の項目。各論点について、調和の効果と困難性を分析。

## 五庁間での制度調和の議論の枠組みを確立

本年6月の五大特許庁の長官会合において、中国・欧州の慎重な姿勢を踏まえ、継続的な議論の場として、制度調和ワーキンググループ(WG)を新設し、制度・運用の調査研究結果に基づき、調和を目指した議論を進めていくことの合意を目指す。

日米欧中韓  
五大特許庁会合

(これまで制度調和の  
議論なし)

日本の提案により制度調和を初めて議論。  
我が国主導で調査研究を開始。今後、調査研究結果を活用し、議論を継続。

中国を交えた制度調和の  
議論の進化、恒常化

## 2011年: 米国特許法改正

先願主義の採用、ヒルマードクトリンの廃止、付与後異議導入など抜本的改正

日米欧  
先進国間

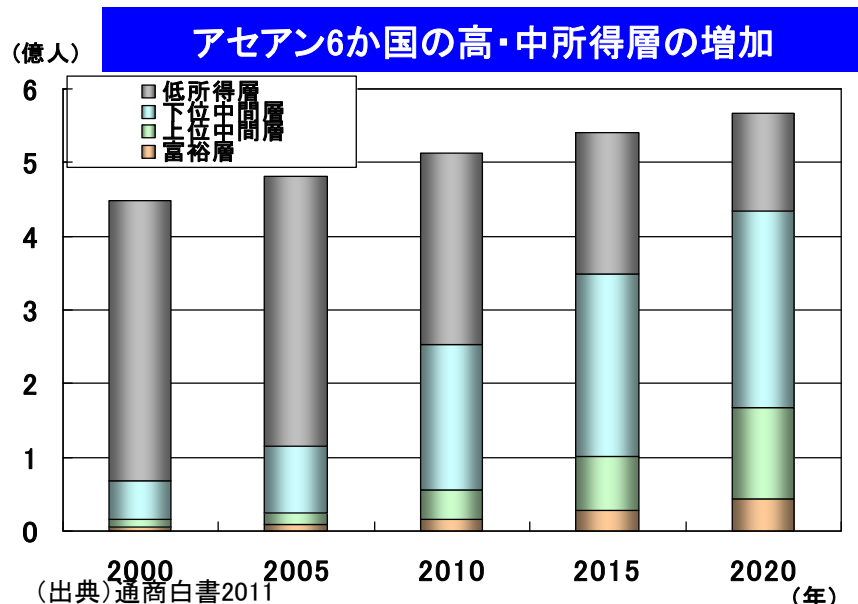
制度調和の議論に  
最近進展なし

欧州特許庁の慎重姿勢を踏まえ、テゲルンゼイ  
会合(日米英独仏デンマーク特許庁、欧州特許  
庁)を開催。日米欧先進国間の議論を活性化。

日米欧先進国間で  
共通認識形成の加速化

# I (3) アセアン等新興国への対応 ~アセアンとの協力枠組みの構築~

- アセアン地域は、高い経済成長を維持。今後、高・中所得層が増加し、我が国企業が得意とする、高品質、高付加価値な製品・サービスの需要も増大。一方我が国の特許出願件数は、投資規模や貿易額から見て欧米に比し低調。
- アセアンでは、2015年に経済統合を計画、持続的経済発展のために知財を重視。一方、制度・運用の向上に課題。
- 日アセアン間の長官級定期協議の創設により、アセアンの知財強化、日本企業のアセアンでの事業活動を支援。



**アセアン知的財産権行動計画2011-2015**

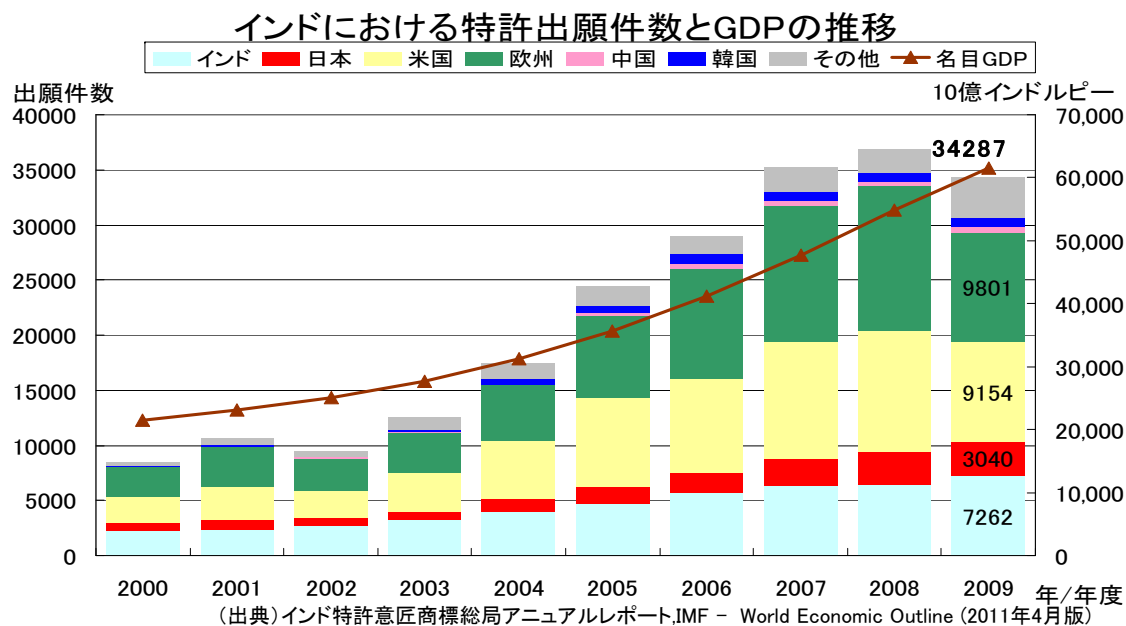
- 2015年の経済共同体構築に向けた知財分野での取組を規定
- 知財保護強化のため、28の具体的アクションを列挙
- (例)
  - 特許審査結果の域内での共有
  - 特許・意匠・商標審査官の能力強化
  - 2015年までに、PCT、マドプロ、ヘーグ(7か国)へ加盟
  - 中小企業の知財活用強化
  - 日本特許庁を含むダイアログパートナーとの協力強化

**日アセアン協力の新たな対話の枠組みの構築(長官級定期協議の創設)**

- <今後の協力の方向性>
- 審査協力(日本特許庁による国際調査の実施、特許審査ハイウェイ(PPH)等)
  - 人材育成やIT化支援
  - 商標権や意匠権に関する国際条約への加盟支援
  - 国民の知財意識向上等による模倣品対策への協力
- ※2月8日に第1回日アセアン特許庁長官会合を開催、7月に第2回会合をシンガポールにて開催予定
- ※WIPO(世界知的所有権機関)日本事務所やERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)等の関係機関と協力

# I (3) アセアン等新興国への対応 ~将来を見据えたインド協力の実施~

- GDPの増加に伴い、特許出願受理件数が増加。一方、日本からの特許出願件数は欧米に比し低調。
- 日本企業のインド市場への進出意欲は高く、今後特許出願の必要性は高いが、インドの特許審査は滞貨や質のばらつきなどに課題。我が国として審査能力の向上等に向けた協力を実施。



## 長期的\*有望事業展開先

長期的とは、今後10年程度

| 順位 | 2011年度 | 社数  | 得票率 (%) |
|----|--------|-----|---------|
| 1位 | インド    | 420 | 79.3    |
| 2位 | 中国     | 299 | 71.2    |
| 3位 | ブラジル   | 196 | 46.7    |

(出典)国際協力銀行 我が国製造業の海外事業展開に関する調査報告 (2011年12月)

## ▶ 特許審査の滞貨の増大

- 出願件数増により、審査対象案件が増大
- 審査官数減により、審査着手件数が減少
- ▶ 審査官257人の増員を実施

## ▶ 審査の質のばらつき

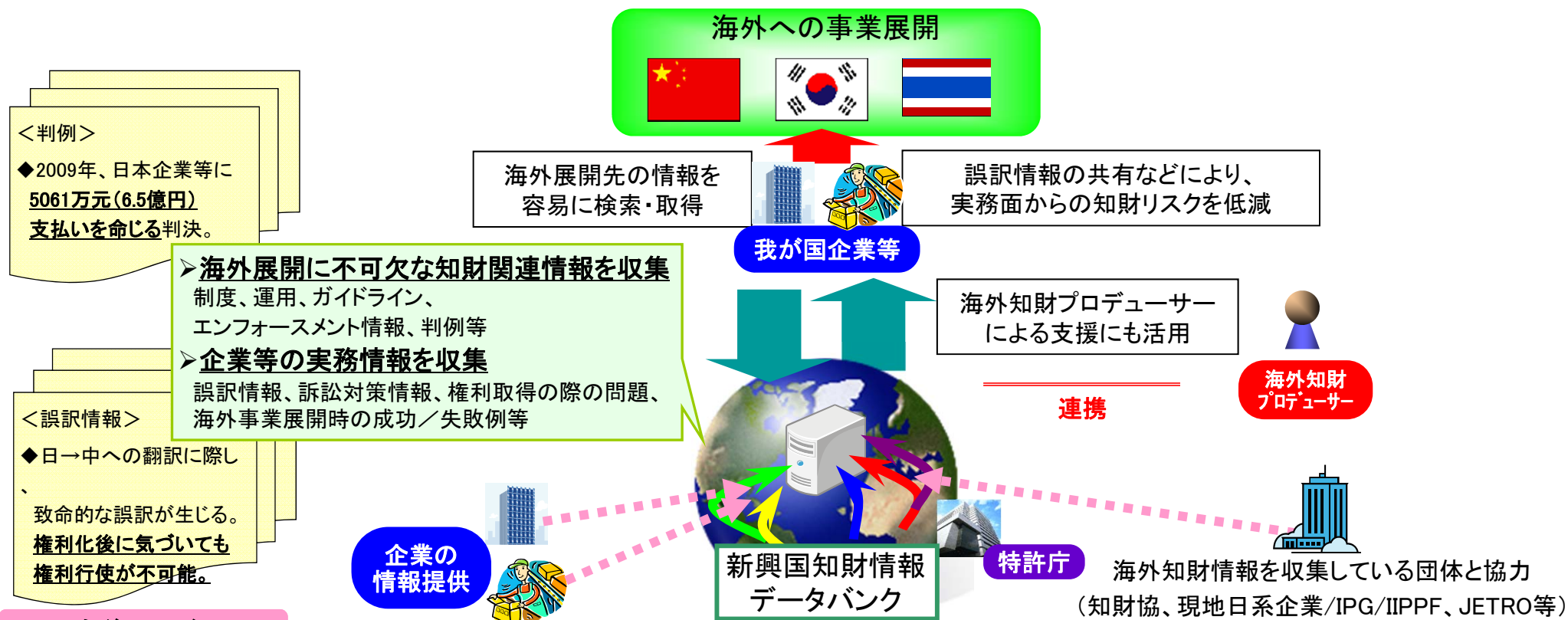
- 特許・意匠につき、昨年審査基準を策定
  - ✓ 特許(2011年3月公表)
  - ✓ 意匠(2011年3月公表)
  - ✓ 商標(2008年第1ドラフト)
- ▶ 支局間のレベル統一を推進

## JPOの取組

- ・3か月間の特許審査実践研修(2009年度~)
- ・審査官協議(2010年度~)
- ・知財専門家を調査員として配置(2012年度~)

# I (3) アセアン等新興国への対応～新興国知財情報データベースの構築～

- 我が国企業等が新興国に事業展開するに際しては、リスク把握のため、現地の知財情報が不可欠。
- 企業等が様々な海外知財リスクに対応するには、各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが必要。



## 今後の取組

### 新興国知財情報データベースの構築(2011年度～)(2012年度予算案0.5億円)

- 2011年度知財協、JETRO等の関係団体・企業等と意見交換・情報収集中。データベースのシステム設計について検討。
- 2012年度予算案を踏まえ情報提供開始。当初の対象国としては中韓等を想定、以降ニーズに応じ対象国の拡大を検討。

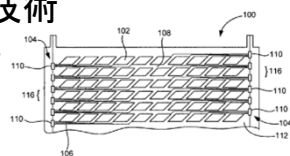
## II 新たな技術に対応する知的財産権の複合的保護

- 企業が競合他社との製品開発競争・市場獲得競争を勝ち抜くため、技術の特許権で保護するだけでなく、意匠権や商標権を活用することがますます重要になってきている。
- 技術の進展に伴い、一つの製品・技術について、特許権だけでなく、意匠権・商標権も活用することが必要になってきている。
- グローバル展開を行っている我が国企業にとって、言語を越えたブランドイメージの発信手段や模倣品対策として、新しい商標の登録が必要になってきている。

### ＜知財の複合的保護イメージ＞

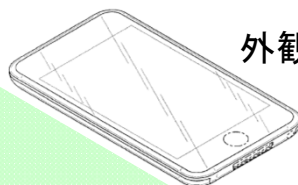
タッチパネルに関する技術

US 7663607



外観デザイン

US D622270



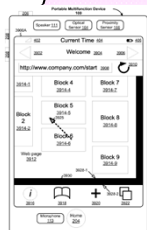
特許

意匠

タブレット型情報端末

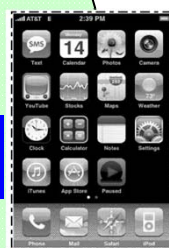
タッチスクリーンを使ったスクロールに関する技術

US 7469381



操作画面のデザイン

US D617334



商標

商品名・ブランド名・ロゴマーク

新たな技術に対して知財権ミックスによる保護・活用が必要となる事例

#### ■ 電気自動車

○ 車両本体 (新技術)

→ 特許権

○ 車両デザイン (電気自動車はデザインの自由度が高く差別化のツールとして役割が拡大)

→ 意匠権

○ 起動音 (他社との差別化を図る手段として起動音の役割は重要)

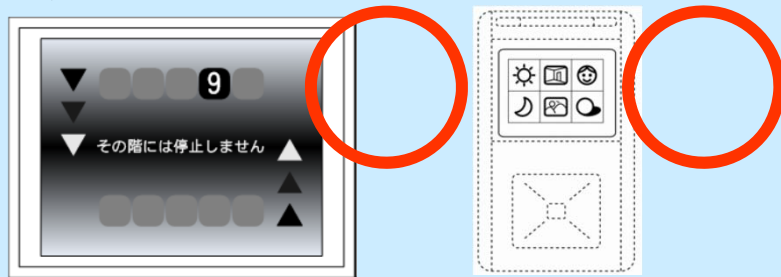
→ 商標権

## II(1)画面デザインの保護拡充

- 我が国では、平成19年4月より、画面デザインの保護を一部開始しているが、保護対象は限定されており、パソコン、ゲーム、ウェブページのデザイン等の画面デザインは保護対象外。
- 米国、欧州及び韓国においては、上記を含め画面デザインが広く保護されている。
- 画面デザインの保護により、
  - ・ 情報技術の発展を背景に急速に進展するデジタルデザイン分野における製品・市場獲得競争、模倣対策に活用可能。
  - ・ ヘーグ協定加盟とあわせることで、これまでの海外への直接出願に比べ、低廉・簡便に海外における権利保護が可能。
- 現在、意匠制度小委員会において検討中であり、物品との一体性要件や機能・操作要件の見直しといった課題について、具体的な検討を進めていく予定。

### 現行意匠法における「画面デザイン」の保護

**保護対象** ※ただし、新規であること等が必要



エレベーター用表示器の階数表示画面

携帯電話機の機能選択画面

**保護対象外**



汎用計算機の画面 (OS、アプリケーション等)

アイコン自体

ゲーム中の画面

ウェブページ

### 保護対象各国比較

※韓国は分野別無審査制を採っており、画面デザインは無審査分野となっている。

|    | 保護状況   | 実体審査 |
|----|--|------|
| 日本 | 物品(機器)に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。画像単体では保護されない(物品との一体性要件)。物品の機能や操作との関連性から保護対象を限定(機能・操作要件)。電子計算機に表示されるソフトウェアの画像等は保護対象外。 | あり   |
| 米国 | 物品(表示機)に表示される画像であれば、物品の機能や操作との関連性は問わずに保護。  | あり   |
| 欧州 | 画面デザイン(GUI)やアイコン自体を製品と位置付け、その画像を保護。物品の機能や操作との関連性は問わない。   | なし   |
| 韓国 | 画面デザイン(GUI)やアイコン自体を物品と擬制し、その画像を、物品の機能や操作との関連性は問わずに保護する予定。(2012年中)  | なし※  |

米国での登録例



D599,372

欧州での登録例



登録番号:  
000748694-0006号  
製品の表示:  
Icons

韓国での登録例



登録第3005445010000号

## II(1)画面デザインの保護拡充

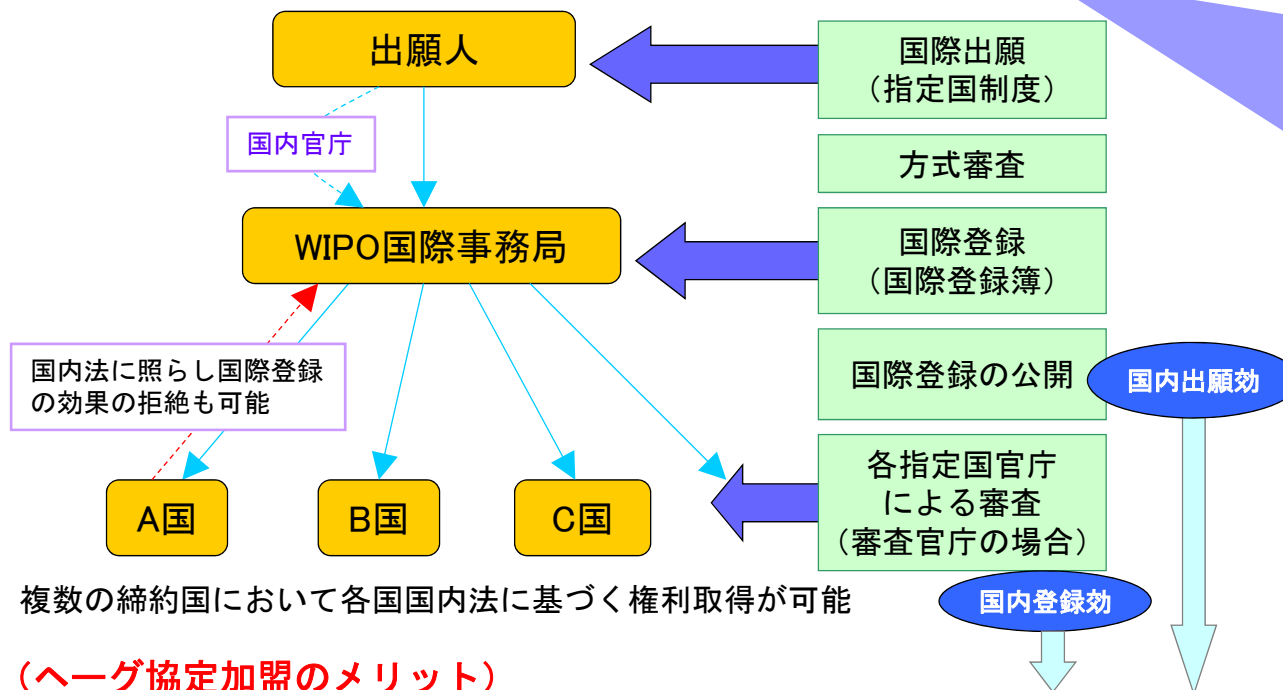
### 【他法令との画面デザイン保護の比較】

|                | 意匠法  | 著作権法                             | 特許法   | 商標法   | 不正競争防止法<br>(2条1項3号)                                       | 不正競争防止法<br>(2条1項1号)                                      |
|----------------|--|----------------------------------|---|---|---|--|
| 目的             | 産業の発達  | 文化の発展                            | 産業の発達   | 産業の発達、需要者の利益  | 国民経済の健全な発展  |  |
| 保護対象           | 物品のデザイン  | 表現                               | アイデア  | 業務上の信用  | デッドコピーの禁止   | 著名な商品の信用   |
| 保護客体           | 物品の形態であって視覚を通じて美感を起させるもの                               | 思想・感情の創作的表現                      | 自然法則を利用した技術的思想の創作                                 | 商品又は役務に使用する文字、図形、記号、立体的形状等                            | 模倣品を譲渡等する行為を禁止  | 同一又は類似の商品等表示を使用することにより他人の商品等と混同を生じさせる行為を禁止               |
| 権利発生要件         | 登録   | 創作                               | 登録  | 登録  |   |  |
| 権利の性質          | 絶対的権利  | 相対的権利                            | 絶対的権利   | 絶対的権利   |   |  |
| 出願／審査          | あり   | なし                               | あり  | あり  | なし  |  |
| 保護要件           | 新規性・創作非容易性等  | 創作性                              | 新規性・進歩性等  | 自他商品等識別力等   | 販売されていること   | 商品が周知であること   |
| 侵害となる（禁止される）範囲 | 物品が同一又は類似かつ形態が同一又は類似                                   | 同一又は類似の著作物（依拠したものに限る）            | 「特許請求の範囲」に記載された発明                                 | 商品又は役務が同一又は類似かつ商標が同一又は類似                              | デッドコピー  | 同一又は類似の商品等表示を使用し混同を生じさせる                                 |
| 保護期間           | 登録から20年  | 死後50年（個人）、公表後50年（法人）             | 出願から20年   | 登録から10年、更新可能  | 最初の販売日から3年間   | 半永久  |
| 画面デザインの保護について  | 物品から離れた画面は保護対象外。装飾のみを目的とする画面、電子計算機の画面、ゲーム実行中の画面は保護対象外。 | 画面自体が保護対象となり得るが、創作性のある表現部分に限られる。 | 画面デザインの技術的側面（機能、操作方法）は保護対象となり得るが、画面の外観は保護対象とならない。 | 出所表示機能を発揮する態様での使用に限られるため、操作のための画面デザインの多くは保護対象外と考えられる。 | デッドコピーに限られる。同一性の判断に際しては、同種の商品が通常有する形態を除外した上で全体を比較して判断される。 | 商品等表示に限られるため、操作のための画面デザインの多くは保護対象外と考えられる。また、周知、混同の要件が必要。 |

## II(2)ヘーグ協定への加盟

- 意匠の国際登録システムに関する協定であり、2012年1月現在42か国が加盟（日本は未加盟）。米韓は加盟準備中であり、アセアンも加盟に向けた行動計画を策定。
- 海外出願を支援するために、我が国もヘーグ協定へ加盟することを前提に議論を進めていく。現在、産構審意匠制度小委員会において検討中。
- 我が国ユーザーがより効果的に国内外での意匠保護制度を活用できるよう、国内制度についても、国際調和・利便性向上に向けた制度見直しを進める（例：複数意匠一出願制度の導入、図面要件の簡素化など）。
- 併せて、国内では安定的な権利設定のための審査品質監理の取組、国際面ではWIPO・SCTにおける手続調和、諸外国との二国間会合や実務者協議等の場を利用した意匠制度及び意匠審査の運用に関する国際協調の取組を進めて行く。

### ヘーグ協定ジュネーブアクトの概念図



### ヘーグ協定の概要

- 一つの願書及び図面で、複数の国（締約国）での意匠登録を得ることが可能
- 願書の記載言語は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能
- 代理人を通さず意匠登録出願が可能
- 複数の国（締約国）の意匠権について、国際事務局の国際登録原簿ですべて管理されるため、権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払い等の手続を一括で行うことが可能

### 主な未加盟国の状況

- ・ 韓国：2012年に加盟予定
- ・ 米国：国内法改正準備中
- ・ アセアン：2015年、7か国の加盟を目標
- ・ 中国：高い関心あり

### (ヘーグ協定加盟のメリット)

外国において、意匠権を簡便、安価、円滑に取得・維持できるようになる。



# II(3)新しいタイプの商標の保護対象化

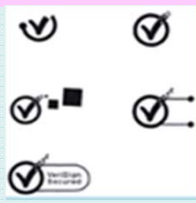
- 我が国企業からは、海外展開にあたって①言語を超えたブランドメッセージの発信手法を保護したい、②現地の販売形式に対応したブランドメッセージの発信手法を保護したい、③新興国での模倣が巧妙化しており、従来の文字による保護では対応できないといった声がある。
- 新しいタイプの商標の保護により、
  - ・多様なブランドメッセージ発信手段を保護可能となり、製品・市場獲得競争、模倣対策に活用可能。
  - ・国際登録制度(マドリッド協定議定書)を利用して、低廉・簡便に海外における権利保護が可能。
- 産構審商標制度小委員会にて、導入する方向で検討中。

## ①動きの商標

図形等が時間によって変化して見える商標(例えば、テレビやコンピュータ画面等に映し出される動く平面商標や、動く立体商標等)。



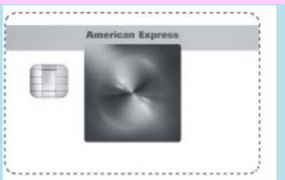
米国登録  
Twentieth Century Fox Film Corporation社  
(映画フィルム)



欧州登録、VeriSign社  
(ソフトウェア)

## ②ホログラムの商標

ホログラムに映し出される図形等が見る角度によって変化して見える商標。



米国登録  
American Express社  
(クレジットカードサービス)

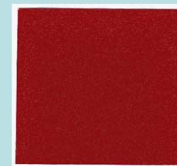


欧州登録  
GDS VIDEO社  
(測定・写真機械等)

## <諸外国における登録事例>

### ③輪郭のない色彩の商標

図形等と色彩が結合したものではなく、色彩のみからなる商標。複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがある。



欧州登録、Victorinox社  
(小型ナイフ)



米国登録、UPS社  
(輸送サービス)

### ④位置商標

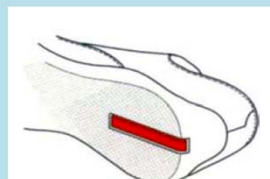
図形等の標章と、その付される位置によって構成される商標。

#### ④位置商標



標章は、筆記用具の特定の位置に付された赤い輪からなる。

欧州登録、Sanford社  
(筆記用具)

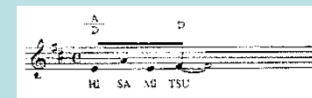


標章は、靴の踵部分に付された赤い線からなる。

豪州登録、Prada社  
(靴)

### ⑤音の商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚によって認識されるもの。



欧州登録、久光製薬  
(薬剤)

標章は、Dフラット、Dフラット、G、Dフラット、Aフラットの5つの連続した音からなる。

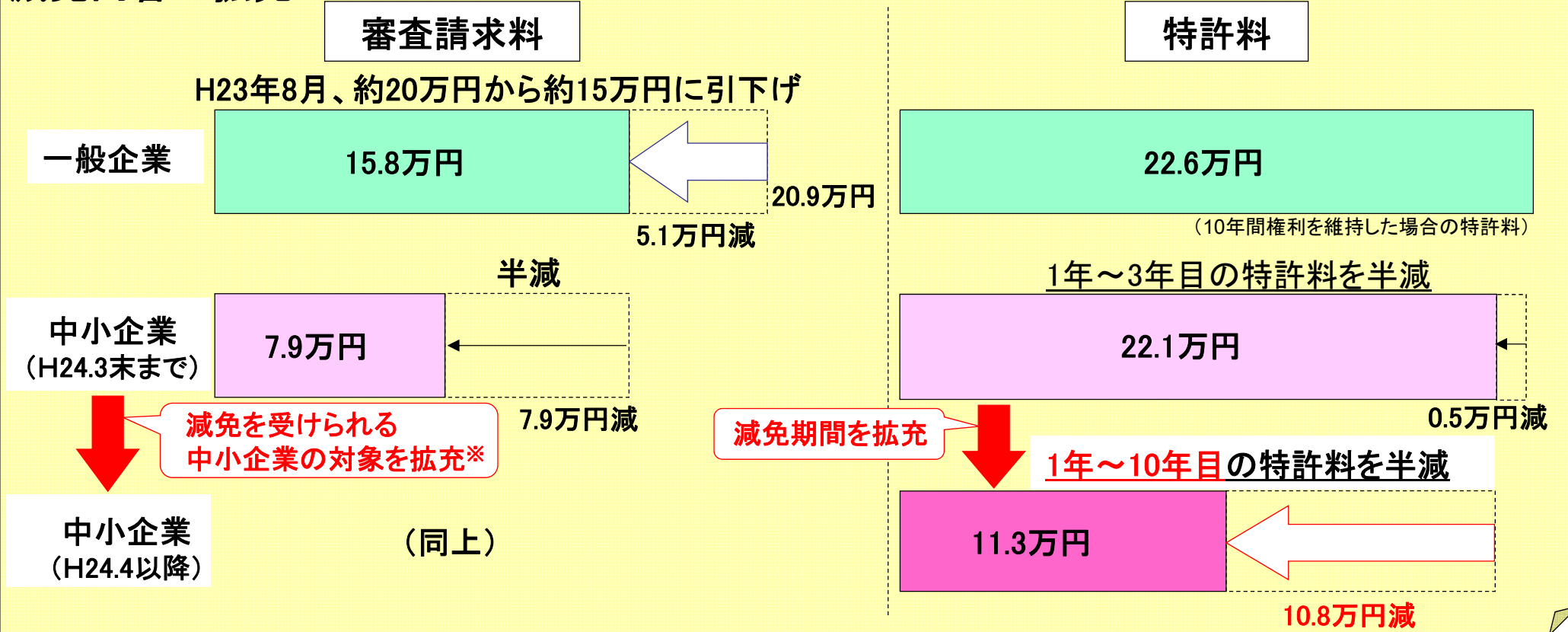
米国登録、インテル  
(コンピュータソフト)

# Ⅲ(1) 中小企業向け特許料等減免制度の拡充

平成24年4月より、

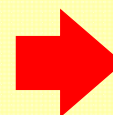
- ・中小企業の特許料の減免期間につき、登録1年目～3年目から、登録1年目～10年目へと拡充する。
- ・減免の対象者に、設立後10年を経過しない中小企業を新たに追加する。

## 減免内容の拡充 (注) 平均的出願1件当たりの各料金



### \*減免対象者の拡充

(現在の減免対象者)  
研究開発比率3%超の中小企業  
又は、赤字の中小企業



(平成24年4月以降の減免対象者)  
左記の中小企業 + 設立後10年を経過していない中小企業

## Ⅲ(2)地域中小企業外国出願支援事業の拡充

- 外国での特許や商標等の権利取得は**模倣品防止**や海外市場の**販路開拓**の大きな力。
- しかし、外国での権利取得には**多額の費用**がかかり、資力に乏しい中小企業には大きな負担。
- 地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国への出願に要した費用(翻訳費、外国出願料、外国代理人費用等)を支援。

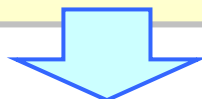
### 外国出願料金は国内出願料金より高額

出願にかかる平均的な費用例:

- |                            |   |           |
|----------------------------|---|-----------|
| ・特許: 欧米(約119万円)、アジア(約76万円) | > | 日本(約40万円) |
| ・意匠: 欧米(約80万円)、アジア(約40万円)  | > | 日本(約14万円) |
| ・商標: 欧米(約40万円)、アジア(約20万円)  | > | 日本(約12万円) |

注)外国出願費用:外国出願料・翻訳費・代理人手数料等  
国内出願費用:出願料・弁理士費用

出典:特許庁調査



### 負担軽減のため外国出願費用を助成

- ・補助額 : 外国出願費用の**1/2**を補助 (上限額:特許150万円、意匠・商標60万円)

- ・平成22年11月に緊急経済対策の一環として、実施自治体の費用負担を軽減した結果、**支援企業数は大幅に増加**。

|       | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度(うち要綱改訂後) | 平成23年度(見込み) |
|-------|--------|--------|-----------------|-------------|
| 実施自治体 | 4地域    | 8地域    | 16地域<br>(6地域)   | 26地域        |
| 支援企業  | 11社    | 25社    | 71社<br>(21社)    | 151社        |

- ・支援企業数の急増に伴い、平成24年度予算政府案額を**大幅に増額**。(210社を支援予定。)  
平成24年度予算政府案額 1.5億円 (平成23年度予算額 0.8億円)

### スモールエンティティ制度

#### 概要(特許法第41条(h)(1))

- (1) 減額対象となる小規模事業体  
(いずれも所在国を問わない)
- 小企業(従業員500人以下)
  - 自然人
  - 非営利団体(大学等を含む)

但し、以下の場合を除く。

- ・小規模事業体以外の者に対し、譲渡や実施許諾をしている場合や、その合意等がある場合
- ・共有者に小規模事業体でない者が含まれる場合

#### (2) 減額の対象料金

出願料、請求項料金、設定登録料(特許発行料)、特許料(権利維持料)等

#### (3) 減額の規模

各料金につき、50%軽減。

※1982年に導入

### マイクロエンティティ制度

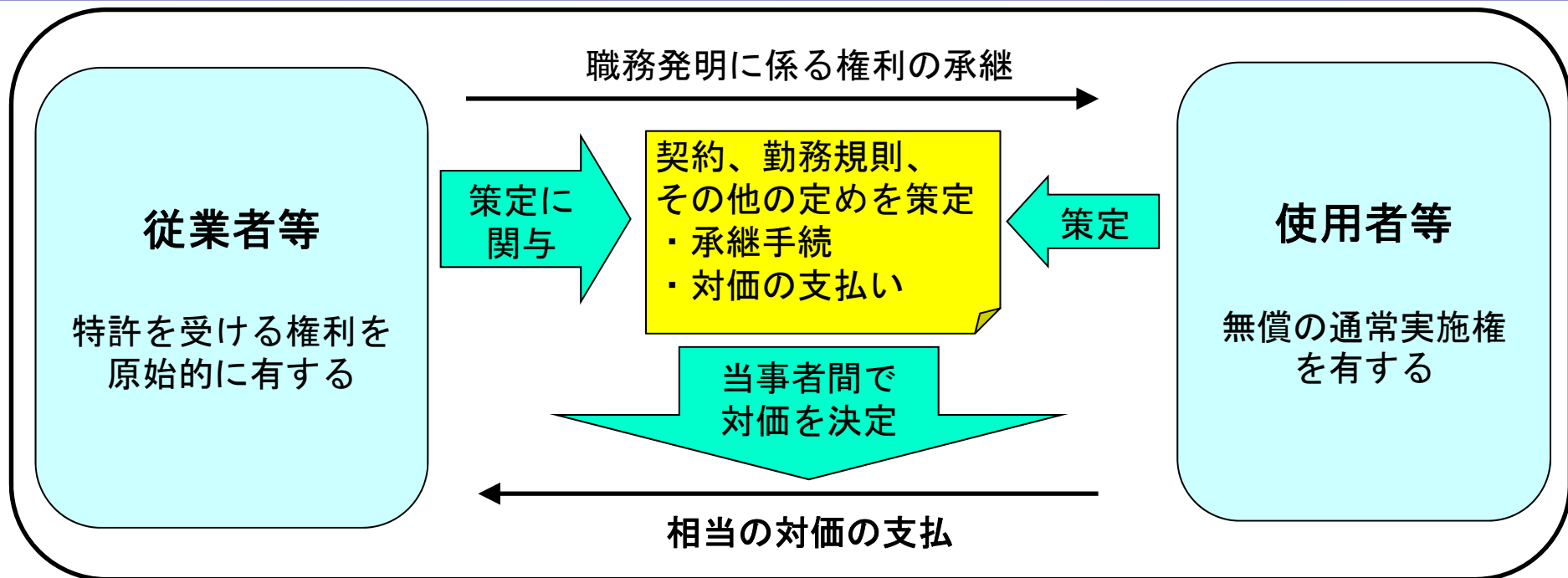
#### 概要(特許法第123条)

- (1) 小規模事業体のうち、以下を満たす者が減額対象
- ・過去の米国出願で発明者となっている件数が4件を超えない
  - ・世帯収入が米国の年間平均世帯収入の3倍(\$150,000)を超えない
  - ・米国の年間平均世帯収入の3倍を超える収入のある団体へ譲渡をしていない、あるいはする予定がない
- (2) 減額の対象料金  
出願料、請求項料金、設定登録料(特許発行料)、特許料(権利維持料)等
- (3) 減額の規模  
各料金につき、75%軽減

※特許改革法(リーヒ・スミス米国発明法)の成立に伴い、2011年9月16日に導入。しかし、2012年2月時点で、この制度は利用できない状況

## IV(1)平成16年法改正後の職務発明制度の概要

- 職務発明制度は、特許を受ける権利が発明者たる従業者に帰属することを前提に、使用者の通常実施権、予約承継、権利承継の際の従業者の「相当の対価」請求権等について規定した制度(特許法第35条)。
- この「相当の対価」をめぐる企業と発明者の紛争が多発したことを受け、平成16年に特許法を改正(平成17年4月1日より施行)。対価の決定を当事者間の自主的な取決めにゆだねることを原則とし、使用者にとって対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者の発明評価に対する納得感を高めている。



### ポイント

1. 職務発明に係る「相当の対価」を使用者・従業者間の「自主的な取決め」に委ねることを原則とする。
2. 「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。  
不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素を重視して判断。
3. 裁判所による「相当の対価」の算定に当たっては、様々な事情を考慮可能とする。

## IV(2)改正後の職務発明制度の運用状況

- 新法の下であっても、「相当の対価」請求権が依然として経営上のリスクとなっているとの意見や、企業における研究開発や雇用の在り方等が多様化しているとの意見があり、特許法第35条の再改正を主張する声は根強い。
- 他方、職務発明制度の見直しについては、その必要性について意見が分かれており、特許庁長官の私的研究会である特許制度研究会(2009年)においても結論は得られず。

### 再改正に賛成する意見

- 対価請求権が従業者にとって発明のインセンティブになっているか疑問。
- 発明者のみに権利を与えることで、集団での研究開発や使用者の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 改正法のいう「不合理性」の判断基準が不明確であり、予測可能性が低い。
- 制度の国際調和の観点を重視すべき。特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。

### 再改正に反対する意見

- 新法を適用した裁判例がいまだ見出されず、改正法の運用や評価が定まっていないため、当面の間は状況を見守るべき。
- 特許法第35条を削除するとなると一般法たる民法に判断がゆだねられることとなり、予測可能性が一層低下すると考えられる。このため、同条を削除せずに、運用レベルで細部を調整する方策の方が望ましい。
- 現実に認められる対価が低額になったことや、企業の職務発明に対する対応も変わってきて訴訟も減っているので、静観すればよいのではないか。

### 研究開発のオープン化、グローバル化が進展する中、現行の職務発明制度は適切か。

- 今後、新興国を含む諸外国における職務発明制度の運用状況を調査・分析し、従業者発明の取扱いを含めた望ましい知財管理の在り方について検討を行う。